

倉敷民商弾圧事件

証拠・証人の採用を求める緊急要請書へ協力をお願い

2025年10月1日

倉敷民商弾圧事件・無罪を勝ち取る愛知の会

日本国民救援会愛知県本部

全国でも奮闘中！

倉敷民商弾圧事件の三者協議が7月30日におこなわれ、弁護側は求めているすべての証拠・証人採用をおこなうよう、新たな意見書を提出しました。これについて裁判所は次回三者協議の9月26日に弁護側証拠・証人の採否を決めることを明らかにしていました。

しかしながらその3者協議で裁判所は、数名を証人尋問する方向であるとしてきました。弁護側の十分な反論を保証する事が必要です。

次回3者協議は10月20日を予定しています。それまで証人採用を求める「要請書」の運動を継続します。

禰屋さんの無罪を勝ち取るためには弁護側の求めるすべての証拠・証人採用を裁判所に認めさせることが必要不可欠です。

すべての証拠・証人採用を裁判所に認めさせるために要請書への協力をお願いいたします。

※10月15日までに送ってください。

〔要請書記入例〕

- 禰屋さんは無罪です。弁護団の求めるすべての証人を採用してください。
 - この事件は民商への攻撃です。全商連の太田義郎会長を証人採用してください。
 - この裁判は11年半も続いています。すべて裁判所と検察の責任です。きちんとやってください。
 - いつまでも裁判を引き伸ばして、禰屋町子さんの人権を侵害しないでください。
 - 本村裁判長は、この裁判をきちんと進める責任があります。姿勢を正してください。
 - いつまでこの裁判を続ける気ですか。検察が立証責任を果たしていないのは明らかです。直ちに無罪判決を出してください。
 - 裁判が長引いている責任は裁判所にあります。本村裁判長は責任を取ってください。
 - 裁判所はいつまで禰屋町子さんを苦しめれば気が済むのですか。責任逃れはやめてください。
 - 弁護団の求めるすべての証人・証拠を採用してください。裁判官のみなさん冤罪を作らないでください。
 - まじめな業者のために取り組む民商を弾圧することは許せない。一刻も早く無罪判決を出すべきである。
 - 事案の真相を解明し、真実を究明するために、弁護団申請の証人・証拠をすべて採用してください。
- ⇒好きなことを書きましょう！

要請書送付先 日本国民救援会愛知県本部

FAX 052-684-6355

10月15日までに送ってください。

日本国民救援会愛知県本部 aichi-kyuenkai.com/

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 TEL052-684-5825 FAX052-684-6355

倉敷民商弾圧事件で証拠・証人の採用を求める要請書

岡山地方裁判所第1刑事部
裁判長・本村暁宏 様

〈要請内容〉

刑事裁判では、強大な権限をもつ国(検察)に対して、一市民である被告人は極めて弱い立場にあります。裁判所が、被告人の言葉と真摯に向き合わず、検察官の主張を鵜呑みにすれば、冤罪を生むことになります。

岡山・倉敷民商弾圧事件(禰屋裁判)において、差戻し前の岡山地裁の裁判官は、弁護団の求める証人をただ1人しか採用せず、有罪判決を言い渡しました。その判決は、高裁で証拠は違法と断じられ、差戻しになりました。

裁判官のみなさんには、同じ間違いを犯さないでください。無実を訴えながら、11年も被告人とされている禰屋町子さんの訴えと弁護団の主張に十分耳を傾けてください。そして、弁護団の求めるすべての証人・証拠を採用してください。

私の思い

2025年10月 日

〈要請者〉

氏名または団体名

住所(県名・市町村名)

10月15日までに、FAX052-684-6355までお送りください